## 教育の現場におけるセクシュアル・ハラスメントへの対策について

セクシュアル・ハラスメントは、個人の尊厳、人格を侵害し、勤務環境、修学環境を害する重大な問題である。特に、教育研究の場である学校において絶対にあってはならないことであり、事案が発生した際には、速やかに被害者救済・保護を行うとともに、事実究明を行い厳しく対処することが重要と考える。

### (大学におけるセクシュアル・ハラスメントへの対策について)

国立大学については、文部科学省は設置者として、国立大学等を対象とした訓令 (「文部科学省におけるセクシュアル・ハラスメントの防止等に関する規程」)を制定し、その中で各国立大学等における啓発活動の実施や相談体制の整備等を義務付けている。

この訓令を受け、各大学においては、セクハラ防止に関するガイドラインや倫理規定等の作成、全ての教職員及び学生を対象とした研修会の実施など、学内におけるセクハラ防止のために、様々な対策を実施している。

また、文部科学省としては、国立大学等を対象とした訓令を各公私立大学に対しても送付し、当該訓令の趣旨を踏まえ、啓発活動の実施や相談体制の整備等セクシュアル・ハラスメントの防止等に積極的に取り組むよう依頼している。

#### (参考)

【 大学におけるセクハラ相談窓口の設置学校数及び調査体制を持つ学校数】 (平成13年度及び平成14年度中に設置を予定している大学を含む)

	国立	公立	私立	合 計
相談窓口の設置	98(99%)	57(77%)	394(79%)	549(82%)
調査・対策機関の設置	95(96%)	51 (69%)	359(72%)	505 (75%)

# 【 大学におけるセクハラ防止のためのガイドライン作成や研修会開催等の 取組み】

(平成13年10月現在)

	国	立	公	立	私	立	合	計
ガイドライン・倫理規定の作成		70		41	270		381	
研修会の開催		68		19	1	14	2	01

### (大学内の連携の強化)

各大学においては、相談員個人のみによってセクシュアル・ハラスメント等に対応するのみではなく,システムとして、相談の結果等が適切に大学の教職員に伝わり、かつ、大学運営に反映される仕組みを整えることが重要である。

文部科学省としても、相談・苦情を受けた場合には、相談窓口と人事部門等の 連携により、円滑な対応を行うよう、各大学に促している。

### (外部の独立した第三者機関の設置について)

各大学においては、セクシュアル・ハラスメント相談窓口や調査・対策機関の 設置などの取組みが進んでおり、まず、こうした機関等を活用して、それぞれの 大学の権限と責任において、対応することが重要であると考える。

なお、現在、人権擁護委員法に基づき、人権擁護活動を行う民間ボランティアを人権擁護委員として委嘱しているほか、全国各地の地方法務局に無料で人権相談に応じる「常設人権相談所」を開設したり、同じく地方法務局に「女性の人権ホットライン」という女性の人権相談についての専用相談電話を設置するなどの取組が行われているところである。

大学においてセクシュアル・ハラスメントに起因する問題が生じた場合にも、 この問題の解決に資する外部の機関として、「常設人権相談所」等を活用すること が考えられるところである。 (大学以外の教育の現場におけるセクシュアル・ハラスメントへの対策について)

教員のセクシュアル・ハラスメントは学校や教員への保護者や地域住民の信頼を著しく損なうことから、懲戒処分等を含め厳正に対処し、教員の服務規律の確保を図ることが必要であると考える。

このため、文部科学省としては、

- ・ 学校を設置する教育委員会において、職場環境の保持の観点から、男女 雇用機会均等法等を踏まえ、服務規定の見直し等の雇用管理上の適切な配 慮を行うこと
- ・ 学校としての特質を踏まえ、教職員と児童生徒・保護者との関係におけるセクシュアル・ハラスメントが行われることのないよう、教職員への注意喚起・啓発等を行うとともに、相談・苦情に適切に対応できる体制を整えること

等について指導している。

さらに、各種の会議や研修等においても、男女雇用機会均等法等の趣旨の徹底 及び教員の服務規律の徹底に努めるよう指導しており、今後とも、各都道府県教 育委員会等の取組の促進に努めてまいりたい。

- 【 各都道府県及び指定都市教育委員会におけるセクシュアル・ハラスメントに 防止についての周知・啓発の状況(平成12年7月現在)】
  - ・研修・講習会の実施 53県市が実施済み又は実施予定、6県市が実施について検討中。
  - ・その他の周知・啓発

各学校に対する通知4 4 県市職員だより等2 6 県市県民向けの広報誌1 県市インターネットのホームページに掲載1 県市その他1 3 県市

【 各都道府県及び指定都市教育委員会におけるセクシュアル・ハラスメントに 防止についての相談・苦情への対応状況(平成12年7月現在)】

セクシュアル・ハラスメントに関する問い合わせ、相談、苦情等を受け付ける 窓口及び相談員は、すべての県市において設置済み又は設置予定。